



## 公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。  
記

### 1 競争入札に付する事項

件名(品名)	履行場所	履行期間	備考
し尿及び汚泥汲取り清掃	航空自衛隊福江島分屯基地	契約締結日 ～令和7年3月31日	

2 入札方式： 一般競争入札

3 入札日時： 令和6年4月8日 14時00分～

4 入札場所： 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入札参加資格： (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。  
(3) 次の資格を付与されていること。

ア 資格 全省庁統一資格

イ 年度 令和04・05・06

ウ 種別 役務の提供等

エ 地域 九州沖縄

オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。

6 保証金： (1) 入札保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除

(2) 契約保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法： 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効： (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札

9 契約書等の作成： 有

10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項 及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所： 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室

12 その他：

(1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。

(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。

(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。

(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。

13 問い合わせ先： 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班  
担当者 河相 電話番号 092-581-4091

FAX番号 092-571-5594





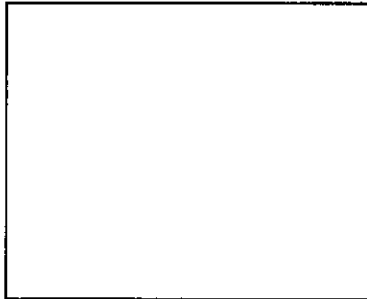
# 委任状

当社は、  
を代理人と定め、下記の入札並びに  
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 し尿及び汚泥汲取り清掃

代理人使用印鑑



令和6年4月8日

契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	し尿及び汚泥汲取り清掃	15警施LPS-R00025
		承認 令和6年 2月14日
		作成 令和6年 2月 1日
		改正 令和 年 月 日
	作成部隊等名	第15警戒隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊福江島分屯基地から排出されるし尿及び汚泥汲取り清掃について規定する。

### 1.2 関連文章等

- a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- b) 廃棄物の処理及び清掃等に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- c) 廃棄物の処理及び清掃等に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

- a) 履行場所は航空自衛隊福江島分屯基地とする。
- b) 役務概要  
福江島分屯基地から排出されるし尿及び汚泥汲取り及び浄化槽の清掃を実施し、汲取った数量を任意形式の通知書にて提出する。汲取り予定月及び汲取り予定数量は別紙のとおり。

### 2.2 監督・検査

- a) 本仕様書に関して疑義が生じた場合には官側を通じて、契約担当官と協議するものとする。
- b) 本役務の完了検査については、検査官が作業実施時立会により実施する。

### 2.3 一般事項

- a) 安全管理を十分に行い万が一事故が発生した場合は、契約相手側が責任を負うものとする。
- b) 既存物に損傷等を与えた場合には、契約相手側の負担において原形に修復するものとする。
- c) 契約相手側は、関連文書に規定する許可証及び資格等を、検査官に確認してもら

うものとする。

- d) 一般廃棄物（し尿及び汚泥）の処分は関連文書に基づいて適正に処分するものとする。

## 別紙

予定月	汲取り予定数量
令和6年5月	14,400L
令和6年7月	14,400L
令和6年9月	14,400L
令和6年10月	7,200L
令和6年11月	7,200L
令和6年1月	14,400L
令和6年3月	14,400L
合計	86,400L